

## 浦添市児童館指定管理者(候補者)募集要項

### 1. 公募の目的

浦添市が設置する児童館等の管理について、設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び浦添市児童館の設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、児童館等の管理運営を行わせる最適な団体を選定するため公募を実施します。

### 2. 施設の概要

以下の児童館についてそれぞれ指定管理者を募集します。

#### (1) 森の子児童センター

所在地 : 浦添市勢理客1丁目4番1号

敷地面積 899 m<sup>2</sup> 延べ床面積 633.88 m<sup>2</sup>

建物構造 : 鉄筋コンクリート造り

施設内容 : 事務室、図書室、遊戯室、ホール、集会室、創作活動室

#### (2) 宮城っ子児童センター

所在地 : 浦添市宮城3丁目7番3-1号

敷地面積 756.97 m<sup>2</sup> 延べ床面積 830 m<sup>2</sup>

建物構造 : 鉄筋コンクリート造り

施設内容 : 事務室、図書室、遊戯室、集会室、調理実習室、相談室

#### (3) 前田ユブシが丘児童センター

所在地 : 浦添市字前田323番地

敷地面積 887.24 m<sup>2</sup> 延べ床面積 682.39 m<sup>2</sup>

建物構造 : 鉄筋コンクリート造り

施設内容 : 事務室、図書室、遊戯室、創作活動室、交流スペース

### 3. 利用対象者

(1) 児童（満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるものを含む。）

(ただし乳幼児は、保護者同伴)

(2) 親子クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体

(3) その他市長又は指定管理者が適当と認める者

### 4. 利用時間及び休館日

(1)開館時間 : 午前 10 時から午後 6 時まで

(2)休館日

①日曜日

②国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定める国民の休日

③12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

④6 月 23 日(慰霊の日)

⑤上記以外市長が必要と認めたときは、これを変更し、臨時に休館することができます。

(3) 開館時間外の夜間開放

・森の子児童センター (火・木 18:00~22:00)

・宮城っ子児童センター (月~土 18:00~22:00) ※週 6 回

・前田ユブシが丘児童センター (火・木 18:00~22:00)

## 5. 職員の要件

(1)本業務に係る職員は、館長(専任)1名と児童厚生員2名以上を配置すること。

また、本業務に係る職員は効率的、効果的かつ適切に配置することとし、指定管理者としての業務を円滑に遂行するため、対応可能な体制を整えること。

①館長は、健全な心身と熱意のある者で、広い視野を持ち、子育て支援、児童健全育成事業などに実績がある人材を配置すること

②児童厚生員は、児童の遊びを指導する者で、人格が円満で健康・明瞭でかつ児童を愛し、児童から親しまれ、児童をよく理解する人が望まれ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 38 条に規定するものを配置すること。

## 6. 業務内容

指定管理者は、設置の目的を踏まえ、児童館の運営及び管理に係る業務を行うものとします。

また、公共施設としての機能を損なわず、市民の信頼を保つことを前提に自主的な事業活動を行うことができます。

なお、業務内容の詳細及び履行方法については、業務仕様書として別に定めます。

(1)児童の健全な遊び場の提供に関すること

(2)児童の健康増進に関すること

(3)児童の情操指導に関すること

(4)児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関すること

(5)地域における子育て支援等に関すること

(6)利用許可に関する業務

(7)児童館の維持管理に関する業務

(8)その他市長が必要と認める業務

## 7. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

## 8. 応募資格

応募資格は、次の各号をすべて満たすこととします。

- (1)児童福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的として設立された法人で、かつ、主に県内において児童の健全育成に関する活動実績を有するもの。
- (2)代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (3)会社更生法(昭和27年法律第172号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続きをしていないこと。
- (4)直近3ヶ年の国税、地方税（県法人税、消費税、地方消費税及び法人市民税等）の滞納がないこと。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6)1法人につき指定管理ができる児童館は、浦添市内の児童館で3館までとします。

## 9. 管理運営に関する経費等

### (1)指定管理料

児童館の管理や運営にかかる経費（指定管理料）は、指定管理予定候補者が申請の際に提示した金額等をもとに、予算の範囲内で単年度毎に協定定めます。  
※各児童館の指定管理委託料（年額）参考額は下記のとおりとします。

【各児童センターの指定管理委託料（年額参考額）】

森の子児童センター	15,750,000円（年額）
宮城っ子児童センター	17,595,000円（年額）
前田ユブシが丘児童センター	16,010,000円（年額）

※上記参考額を年額の上限とし、事業計画書及び収支予算書を作成してください。

※上記金額に建築基準法12条点検費が別途加算となります。

※物価高騰等に係る経費の増額については、「自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について（令和5年12月26日・総務省自治行政局行政経営支援室長）」を踏まえ、必要に応じて適切に対応します。

## 10. 提出書類

申請を希望する団体は、次の書類を提出してください。なお、申請に際して必要

となる費用は、全て申請者の負担とします。提出された書類や資料は理由の如何に問わず返却いたしません。

※用紙の大きさはA4判縦型とし、(1)～(7)まで順番に並べインデックス（見出し）を付け、該当書類一式をA4フラットファイルにファイリングしたものを、正本1部、副本6部（複写可）とします。

※先頭頁に「提出書類チェック表」を添付すること。（1部）

- |                     |     |             |
|---------------------|-----|-------------|
| (1)浦添市児童館指定管理者指定申請書 | 様式1 | 7部（正1部、副6部） |
| (2)管理運営事業計画書        | 様式2 | 7部（正1部、副6部） |
| (3)指定管理料提案書         | 様式3 | 7部（正1部、副6部） |
| (4)指定管理料収支計画書       | 様式4 | 7部（正1部、副6部） |
| (5)その他の書類           |     | 7部（正1部、副6部） |

①法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し）（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）又はこれらに準ずる書類

②法人等の決算関係書類（直近2年間（令和5・6年度分）の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類）

③法人等の予算関係書類（直近1年（令和7年度分）の事業計画書、収支計算書又はこれらに準ずる書類）

④法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

⑤国税、地方税（法人税、消費税及び地方消費税、事業税及び事業所税及び法人市民税等）の滞納がない証明書 ※申請日前3か月以内に発行されたもの

⑥役員の名簿及び県内での実績履歴書類

(6)誓約書（様式8）

(7)その他市長が必要と認める書類

## 11. 募集に関する事項

指定管理者の公募及び選定スケジュール

実施スケジュールは下記のとおり予定しています。

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和7年7月2日(水) ～ 8月25日(月) |
| (2) 現場説明会   | 令和7年7月17日(木)           |

応募をご検討される施設の説明会にご参加ください。

場所	日時
① 森の子児童センター 住所：浦添市勢理客1丁目4番1号	令和7年7月17日(木) 午後1時30分～

② 宮城っ子児童センター 住所：浦添市宮城3丁目7番3-1号	令和7年7月17日（木）午後3時～
③ 前田ユブシが丘児童センター 住所：浦添市字前田323番地	令和7年7月17日（木）午前10時30分～

※申請書類の提出には説明会への参加が必要条件となっております。

説明会に参加される場合は現場説明会参加申込書（様式5）を令和7年7月14日（月）午後5時15分までにメール（送信先：wanpaku@city.urasoe.lg.jp）で申し込んで下さい。

(3) 質問書の受付 令和7年7月18日（金）～7月25日（金）

※質問書（様式6）に記入してメール（送信先：wanpaku@city.urasoe.lg.jp）で送信して下さい。（電話又は口頭でのお問合せは受け付けしません。）

(4) 質問の回答 令和7年8月1日（金）までに順次回答

(5) 申請書類の提出 令和7年8月18日（月）～8月25日（月）

(6) プレゼンテーション・ヒアリング 令和7年9月中旬予定

(7) 予定候補者の選定 令和7年9月下旬予定

## 12. 選定の方法等

適正な団体を指定管理者予定候補者として選定するため選定委員会を設置し、書類審査及び別紙審査基準表によるプレゼンテーション・ヒアリングの評点合計の最上位者を予定候補者として選定します。

プレゼンテーション（15分）、ヒアリング（15分）は9月中旬を予定しています。日程等の詳細は、書類審査後に別途お知らせします。

## 13. 選定基準点について

- ① 選定は別紙の評価表により行い、各審査員の合計点の7割を基準点とし、基準点以上の得点を選定の条件とします。
- ② 応募者が1者の場合でも選定を行います。

## 14. 選定結果通知

応募された法人・その他の団体には、選定結果を前項による選定委員会終了後、速やかに文書で通知いたします。

## 15. 指定管理者の指定

選定委員会において指定管理者候補者として選定された者は、市議会の議決を経て指定管理者として指定いたします。

指定管理者として指定された者は、浦添市児童館の設置及び管理に関する条例第6条に基づき、本市と協定を締結するものとします。

## 16. 申請にあたっての留意事項

- (1) 次の要件に該当する申請は無効とします。
  - ①申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合（軽微なものについてプレゼンテーション・ヒアリングの際に訂正を認めることがあります。）
  - ②申請書類に虚偽又は不正があった場合
  - ③申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
  - ④その他不正な行為があった場合
- (2) 本市が提供する資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁じます。
- (3) 申請書類の提出には現場説明会への参加が必要条件となっております。

説明会に参加される場合は現場説明会参加申込書（様式5）を令和7年7月14日(月)午後5時15分までにメールで申し込んで下さい。（送信先：wanpaku@city.urasoe.lg.jp）
- (4) 申請書類の提出後辞退を申し出る場合は、辞退届（様式7）を提出してください。

## 17. 本公募に関する窓口

浦添市こども未来部こども政策課わんぱく係（志賀・安里）

TEL：098-876-1282（直通）

E-Mail：wanpaku@city.urasoe.lg.jp